

高槻市地球温暖化対策実行計画協議会の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市審議会等の会議の公開に関する指針（以下「指針」という。）に基づき、高槻市地球温暖化対策実行計画協議会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、指針の第5項の規定に該当する場合は、この限りではない。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、高槻市地球温暖化対策実行計画協議会の会長が傍聴を希望する者に許可することにより行う。

2 会長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序の維持に努めるものとする。

(傍聴の定員)

第4条 傍聴の定員は、10人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

(傍聴要領)

第5条 傍聴の手続その他傍聴に関し必要な事項は、高槻市地球温暖化対策実行計画協議会傍聴要領で定める。

(会議の開催の公表)

第6条 会議の開催は、当該会議の開催予定日の1週間前までに公表する。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合において、事前に公表する時間がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の公表は、広報紙、ホームページへの掲載又は庁舎内の掲示その他適当な方法により行うものとする。（様式第1号）

3 第1項の公表は、主に次に掲げる事項とする。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時及び場所
- (3) 傍聴に関する事項
- (4) 問い合わせ先
- (5) その他必要な事項

(資料の閲覧等)

第7条 会議の資料については、原則として閲覧に供するものとする。

2 会議の資料は、会議の終了後、速やかに法務ガバナンス室に送付し、閲覧等に供するものとする。

(会議録の作成等)

第8条 会議録は、速やかに作成する。

2 公開した会議の会議録は、法務ガバナンス室等で閲覧等に供するものとする。(様式第2号)

3 審議の概要や答申等は、ホームページを活用し、公表に努めるものとする。

(事務局)

第9条 会議の公開に関する事務局は、市民生活環境部環境政策課において行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年8月13日から実施する。